

証券コード 3823
2022年4月12日

株 主 各 位

東京都新宿区愛住町22番地
THE WHY HOW DO
COMPANY 株式会社
代表取締役社長 篠原 洋

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強く推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年4月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、26頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
本社3階 会議室
3. 目的事項
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当による新株発行の件
 - 第3号議案 第三者割当による第12回新株予約権（行使条項付）発行の件
 - 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合、並びに株主総会終了後の決議ご通知につきましては、当社ウェブサイト（<https://twhdc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の強みを生かした新規事業の展開、業務範囲の拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。なお、この定款第2条の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。
- (2) 当社の定款第5条（発行可能株式総数）は57,000,000株であります。2022年2月28日現在の当社発行済株式総数は30,370,693株となっております。第2号議案の第三者割当による新株発行及び、第3号議案の第三者割当による第12回新株予約権（行使条項付）発行による増資、また事業拡大及び将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。なお、この定款第5条の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～20. （条文省略）	1. ～20. （現行どおり）
（新設）	<u>21. 雑誌・書籍・楽譜等印刷物の企画、編集、出版及び販売</u>
（新設）	<u>22. 著作権、出版権、特許権、商標権等の保有及び管理</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	23. <u>インターネットによる音楽、 映像の配信及び販売</u>
(新設)	24. <u>コンサート、演劇、演芸、講 演、スポーツ等各種イベント の企画、制作、興行</u>
(新設)	25. <u>音楽と I T の融合作品の配 信、販売並びに音楽と I T の 融合研究</u>
(新設)	26. <u>アーティスト、タレントのマ ネージメントに関する業務</u>
(新設)	27. <u>コンサート、映画、演芸、ス ポーツ等のチケットの販売</u>
21. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>	28. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数 は、 <u>5,700</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数 は、 <u>12,000</u> 万株とする。
第6条～第48条 (条文省略)	第6条～第48条 (現行どおり)

第2号議案 第三者割当による新株発行の件

本議案は、会社法第199条に基づき、下記の第三者割当による募集株式の発行について、ご承認をお願いするものであります（以下、当該発行に係る募集株式を「本新株式」といいます。）。

また、本新株式の発行及び第3号議案で付議いたします第12回新株予約権が発行され、この権利が全て行使された場合、25%以上の大規模な希薄化が生じます。そのため、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様ご意思確認を併せて行います。

なお、本議案の提出理由につきましては、後記18頁から24頁までに記載の「Ⅲ. 募集の目的及び理由」をご覧ください。

1. 募集株式の内容

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | 4,310,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき162円 |
| (4) 発行価額の総額 | 698,220,000円 |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 349,110,000円
(1株につき81円)
資本準備金 349,110,000円
(1株につき81円) |
| (6) 申込期日 | 2022年4月28日 |
| (7) 払込期日 | 2022年4月28日 |
| (8) 募集の方法 | 第三者割当の方法により、次のとおり
割り当てる
興和株式会社 3,080,000株
田邊 勝己 1,230,000株 |
| (9) 払込取扱場所 | 東京都千代田区神田神保町3-1
城南信用金庫 九段下支店 |
| (10) 1. 上記各条項については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件とする。 | |
| 2. その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 | |

2. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(1) 本新株式の払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2022年3月30日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額の小数点以下を切り上げた162円といたしました。

取締役会決議日の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各割当予定先のディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達には、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2022年3月30日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である174円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して7.07%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である166円に対して2.25%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である172円に対して5.96%のディスカウントとなる金額です。直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の当社普通株式の各終値単純平均値のディスカウント率は10%以下となっており、また、新株式の発行価額は直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議日の前営業日における終値を優先して比較しており、有利発行には該当しないと判断しております。また、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えております。

なお、本発行価額は、第三者割当増資決議日の前営業日の東京証券取引所

における当社株式の終値に0.9を乗じた額の価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な価額であると認識しております。また、割当予定先の一つである田邊勝己氏ですが、同氏は当社の筆頭株主及び当社代表取締役であり、事業運営に必要な財務面においても継続的に支援を受けておりますが、上記の指針を逸脱した特に有利な金額での払込金額ではないとの判断も踏まえて、当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、2022年3月31日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名（うち社外監査役2名）全員が合意した旨を2022年3月31日開催の取締役会において、表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数4,310,000株（議決権数43,100個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数6,780,000株（議決権数67,800個）を合算した株式数は、11,090,000株（議決権数110,900個）であり、2022年2月28日現在の当社発行済株式総数30,370,693株及び議決権数303,666個を分母とする希薄化率は36.52%（議決権ベースの希薄化率は36.52%）に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な用途」のとおり、①興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」開発資金、②興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」開発資金、③興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金、④興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金、⑤スポーツIoT開発資金、⑥ブロックチェーン開発資金及び⑦運転資金に充当する予定であり、これによって確実に利益を生み出す企業体質へと改善し、新規事業の中長期的な成長により収益基盤を強化することを目指しており、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（2021年9月～2022年2月）における1日当たり平均出来高は625千株であり一定の流動性を有していること、及び2023年4月28日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であり希薄化に対する一定の配慮をしていることから、市場に与える影響は

限定的であると考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであることから、当新株式及び新株予約権の発行につきまして、本臨時株主総会に付議し、株主にお諮りするものであります。

第3号議案 第三者割当による第12回新株予約権（行使条項付）発行の件

本議案は、会社法第238条に基づき、下記の第三者割当による新株予約権の発行について、ご承認をお願いするものであります（以下、当該発行に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

また、本新株予約権が全て行使された場合、25%以上の大規模な希薄化が生じます。そのため、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様ご意思確認を併せて行います。

なお、本議案の提出理由につきましては、後記18頁から24頁までに記載の「Ⅲ. 募集の目的及び理由」をご覧ください。

I. 発行要項

- | | |
|--|---|
| 1. 新株予約権の名称 | THE WHY HOW DO COMPANY
株式会社第12回新株予約権 |
| 2. 本新株予約権の払込金額 | 総額 金20,204,400円
(1個当たり金299円) |
| 3. 申込期日及び割当日 | 2022年4月28日 |
| 4. 払込期日 | 2022年4月28日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる |
| 田邊 勝己氏 | 本新株予約権 30,800個
(その目的となる株式3,080,000株) |
| 寺尾 文孝氏 | 本新株予約権 37,000個
(その目的となる株式3,700,000株) |
| 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、6,780,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 | |
| (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 | |

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 67,800個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金299円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、162円とする（以下、「当初行使価額」という。）。ただし、行使価額は第10項又は第11項の規定に従って修正又は調整される。
10. 行使価額の修正
- (1) 当社は2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。
- ①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- (2) 「下限行使価額」は、当初100円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普

通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)
 - ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 第10項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、2023年4月28日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり299円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使

請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 管理部
東京都新宿区愛住町22番地

20. 払込取扱場所

東京都千代田区神田神保町3-1
城南信用金庫 九段下支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日

と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第17項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第13項及び第14項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

II. 発行条件等の合理性

1. 本新株予約権の払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（東京都港区白金台5-9-5 barres 1 F、代表取締役 小幡治）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及

び割当予定先との間で締結する予定の第12回新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値179円）、ボラティリティ（61.64%）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.04%）、行使期間（5.08年）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。また、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して株式の価格が当初権利行使価格を下回っている場合、行使価額の修正基準に従って調整されると想定した。）及び、割当先の行動（当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、その権利行使の数量を1取引日当たり過去2年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%とする。）に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト（過去2年間の3取引日の株価変動率である15.1%を仮定）等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権1個当たり298円、1株当たり2.98円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金298円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022年3月30日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である179円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に0.9を乗じた金額の小数点以下を切り上げた（162円）に相当する金額といたしました。

このように、本新株予約権の評価はその行使価額も前提として公正価値を算定しており、有利発行には該当いたしません。その当初行使価額を取締役会決議日の前営業日の終値に0.9を乗じた金額を採用した理由及び行使価額の修正価額として取締役会決議日の終値に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社は継続企業の前提に重要な疑義

を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

なお、本新株予約権の発行の適法性等につきましては、2022年3月31日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、2022年3月31日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社Stewart McLarenが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

2. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数4,310,000株（議決権数43,100個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数6,780,000株（議決権数67,800個）を合算した株式数は、11,090,000株（議決権数110,900個）であり、2022年2月28日現在の当社発行済株式総数30,370,693株及び議決権数303,666個を分母とする希薄化率は36.52%（議決権ベースの希薄化率は36.52%）に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を、①興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」開発資金、②興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」開発資金、③興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金、④興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金、⑤スポーツIoT開発資金、⑥ブロックチェーン開発資金及び⑦運転資金に充当する予定であり、これによって確実に利益を生み出す企業体質へと改善し、新規事業の中長期的な成長により収益基盤を強化することを目指しており、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につ

ながら、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（2021年9月～2022年2月）における1日当たり平均出来高は625千株であり一定の流動性を有していること、及び2023年4月28日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であり希薄化に対する一定の配慮をしていることから、市場に与える影響は限定的であると考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであることから、当新株式及び新株予約権の発行につきまして、本臨時株主総会に付議し、株主にお諮りするものであります。

Ⅲ. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社は、2022年1月1日にTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社に商号変更し、IT業界の進化に合わせ業態を改革前進させることとしております。「多くの出会いや情報ネットワークを通じて、先端的でユニークな顧客価値・社員価値・社会価値を発見し、真に豊かな生活文化を創造する」という新経営理念の下、ブランディングを重視したビジネスモデルの改革を目指しております。社名の由来は下記のとおりです。

① Why = 目的

目的的な行為を指向し、安定的収益を目指すためにどのような行為をするか、理念、価値観、ビジネスモデル、ビジョンをいかにして持つかを常に考えます。

② How = 戦略

行動には戦略が必要であり、高い収益を確保し、マーケティング、組織、ブランドを意識した戦略を考えます。

③ Do = 実行 (with spirit : 精神的実行 / capability : 実行能力)

目的が決まれば、精神的 (人間的) ・合理的な実行あるのみです。KPI、ガバナンスで実行します。

実行後にはレビューが必要であり、PDCAサイクルを重視します。

④ C o . =Company

ブランド、マネジメント、ロイヤリティ、4 F（ファカルティ、ファシリティ、ファンド、ファッション）を重視したCompanyになります。

当社の連結業績は、第14期（2018年8月期）は、営業利益51百万円、親会社株主に帰属する当期純利益6百万円、E B I T D A 152百万円と黒字転換し、第15期（2019年8月期）もE B I T D A 70百万円となり、2期連続でE B I T D A を黒字化しました。しかし、2020年2月頃から始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、第16期（2020年8月期）は営業損失△431百万円、第17期（2021年8月期）は営業損失△514百万円、2022年8月期第1四半期は売上高255百万円（前年同期比4.7%増）、営業損失△30百万円（前年同期△118百万円）、経常損失△2百万円（前年同期△116百万円）、四半期純損失△7百万円（前年同期△118百万円）、E B I T D A は△19百万円となりました。収益改善につきましては、既存事業の立て直しと、既存事業とシナジーが見込める事業のM&Aを積極的に進めるとともに、新たな取り組みとして既に行っております「N F T（デジタルデータのN F T販売）事業」やブロックチェーン技術を活用した開発、メタバース関連ビジネスの開発などを進めております。財務面に関しましては、新株予約権行使による資金調達や新規取引銀行による融資により第17期（2021年8月期）末の当社連結現預金残高は736百万円を確保しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響はいまだ予断を許さない状況ではありますが、徐々に世界経済も回復基調となっており、当社グループは今回の増資により積極的な攻めの経営に転じることといたしました。

今回当社の取引先（当社ソフトウェアのライセンス許諾契約先）である興和株式会社（以下、「興和」という。）への第三者割当による資本業務提携を実施し、興和のD X化施策等の開発案件「新E Cプラットフォーム」開発や、「マーケティング・D X」開発、「新規I T事業」開発、「医療系プラットフォーム」の開発等を行います。

興和は、1894年に綿布問屋として創業した、百二十余年の歴史を持つ企業です。

興和グループの中核企業として、繊維・機械・建材などの輸出入や三国間貿易を行う商社機能と、医薬品・医療用機器・環境・省エネ関連製

品などのメーカー機能をあわせ持ち、その事業フィールドは多岐にわたっています。経済産業省が2018年に発表したDX（デジタルトランスフォーメーション）※レポートによると、老朽化した既存システムのDXの遅れによる、いわゆる「2025年の崖」の問題があり、2025年以降、最大で年間12兆円の経済損失が生じる可能性があるという警告をしています。興和は、従前からDX化に取り組んできたとのことですが、DX化の施策等の開発についても当社が協働することとなり、そのシステムや仕組みを開発し、当社の事業として他社にも応用可能なビジネス化をしていくことも企図しています。

興和と当社の関係は、2021年4月15日にプレスリリースをいたしましたとおり「アドバンス健康経営プログラム事業」に、当社の「抗体パスポート」のシステムをライセンス提供した実績があります。抗体パスポートの技術を生かしたMa iパスポートの開発に関する興和のIT技術陣と当社のIT技術陣との協議を進める中で、興和の責任者と興和のDX化の施策についても、当社が助力できることがあるのではないかとということになり、興和代表の三輪芳弘氏と当社代表取締役会長の田邊勝己氏が面談して当社の事業内容をご理解いただき、総額5億円を興和が出資することを含む今回の資本業務提携を行うことになったものです。

当社にとっては、大変光栄なことであり、大きな事業拡大、収益拡大のチャンスと捉え、株主の皆様にも貢献できる取り組みだと考えております。

当社は、本資本業務提携により、興和の製品を販売するECプラットフォーム、新規IT事業、マーケティング（インターネット広告宣伝）のDX化などの形で興和の事業のDX化の一翼を担うこととなります。

以上のとおり、興和との資本業務提携は、当社の今後のキャッシュフロー重視の新経営方針に基づく発展に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、当社グループの成長を加速するための資金調達を主目的として今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行をすることといたしました。

2019年3月に発行した第10回新株予約権及び2020年5月に発行した第11回新株予約権の未行使分については、過去の資金使途に基づいて使用していきます。

※DXとは、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の破壊的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

(2) 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は以下のように様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。新株の発行による方法は発行と同時に資金の調達が完了するため確実に資金の調達が可能である一方で、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当社の資金ニーズを一度に全て満たす引受先を探すことが困難です。また、行使価額修正条項付の新株予約権は、行使価額が固定された新株予約権と比較して、当社の事業計画を実行する一定の期間において高い蓋然性にて調達することが可能なスキームです。これらのことから、当社の資金ニーズをできるだけ早期に満たす方法としては、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせる方法が最も適していると考え、総合的な判断によりこれを採用することを決定しました。

① MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。また、転換社債型新株予約権付社債は転換が起ころまでの間は負債として認識されるため、更に負債額を増やすことは、当社の財務体質を悪化させる可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考える

と、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 借入・社債による資金調達

銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているため実現が難しい状況にあります。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,780,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

② 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使期間中に株価が上昇した場合、行使期間内に行使が行われる可能性があり、迅速な資金調達の実施が期待されます。

③ 取得条項による機動的な希薄化の回避

本新株予約権には、「I. 発行要項」第13項に記載のとおり、取得条項が付されております。それにより状況に応じた当社の判断において本新株予約権の取得及び消却を機動的に行うことで、既存株主には希薄化を回避させることができるメリットがあります。

興和と資本業務提携を締結いたしますが、ビジネスにはリスクがつきものであり、いつ何どき興和との関係が解消されるかについても予測不可能です。したがって、当社としては第三者である興和との資本業務提携にかかわらず本条項が必要と考えています。

<デメリットとなる要素>

① 既存株式の希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、6,780,000株、既存株式の希薄化が生じます。

② 満額の資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使は株価動向の影響を受け一定の期間を必要とするため、行使請求期間は2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの5年間の期間を取っております。この期間内に、市場の動向等及び割当予定先の資金状況等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなります。

また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはなりません。

③ 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

(4) 割当先を選定した理由

(i) 田邊 勝己氏

割当予定先である田邊勝己氏は、2017年1月30日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2017年2月に第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の割り当てを行い、2017年5月16日提出の臨時報告書にて公表のとおり、当社の筆頭株主となっております。また、2017年8月25日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2017年9月に第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の割当を行い、2019年3月15日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2019年4月に第三者割当による第10回新株予約権の割り当てを行い、2020年5月28日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2020年6月に第三者割当による新株式及び第11回新株予約権の割り当てを行いました。当社は継続的に早期の黒字化転換及び再成長に向けた施策を協議してまいりました。また、2020年12月1日に当社の代表取締役役に就任しております。その結果、当社の代表取締役として事業内容を深く理解し、経営にも直接携わる中で、今後も当社の経営基盤をより安定させるために保有株式の持分を増やし、できる限り自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の一部は売却することにより行使資金に充てる可能性があること、またその他の株式については基本的には長期保有の方針での出資の意向を受けました。

(ii) 寺尾 文孝氏

割当予定先である寺尾文孝氏は、過去に元法務大臣の故秦野章氏から、当社の田邊勝己氏が紹介を受けました。また、寺尾文孝氏が代表取締役である日本リスクコントロール株式会社と田邊勝己氏が代表社員である弁護士法人カイロス総合法律事務所との間には弁護士報酬が支払われる取引があります。寺尾文孝氏はリスクコントロールの専門家であり、当社の新規事業に関し発生するリスクをコントロールし、法令順守及びガバナンスのとれた会社運営を行うための支援及び資金提供を約束していただきました。寺尾文孝氏と当社の田邊勝己氏が2021年10月14日に面談して当社の事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第4回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分700万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、2021年11月26日開催の第17回定時株主総会において、取締役の選任により、取締役の員数は8名と増員いたしました。また前回の決議から約14年が経ち、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮したうえで、企業価値の維持・向上や人材確保の観点から、業績向上に対する適切なインセンティブを踏まえたうえで、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役位ごとに基準を定め、職務遂行の対価として決定致したいと存じます。また、社外取締役は、業務執行から離れた立場で業務執行を監督するという観点から、取締役の総報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分1億円以内）と改めさせていただきたく存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、当社の監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第4回定時株主総会において、年額3,300万円以内（うち社外監査役分2,200万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、前回の決議から約14年が経ち、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、独立性確保の観点を踏まえ、監査役の総報酬額を年額5,000万円以内（うち社外監査役分3,000万円以内）と改めさせていただきたく存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）となります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2022年4月26日（火曜日）午後6時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス]

<https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合がございます。

5. スマートフォンをご利用の方

QRコード読取機能付のスマートフォンから招集ご通知に同封の議決権行使書用紙の表面に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。スマートフォン用議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
本社3階 会議室
電話 (03) 4405-5460 (代表)



交 通 都営新宿線 曙橋駅 (A1出口より徒歩約4分)
東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅 (2番出口より徒歩約8分)



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。